

令和元年 11 月 15 日

簡易合併公告

株主及び債権者各位

広島市西区草津港二丁目 6 番 7 5 号
福留ハム株式会社
代表取締役社長 中島 修治

当社は、令和元年 11 月 11 日開催の取締役会において、令和 2 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の 100%子会社である松戸福留株式会社(本店 千葉県松戸市稔台六丁目 8 番地 9)を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。

これにより、当社は松戸福留株式会社の権利義務をすべて承継して存続し、松戸福留株式会社は解散することとしたしますので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、当社は松戸福留株式会社の全株式を所有していますので、本合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 本合併の効力発生日は、令和 2 年 1 月 1 日です。
2. 本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出ください。
3. 本合併に対し反対の株主は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。
4. 本合併当事会社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

松戸福留株式会社 令和元年 11 月 15 日付官報 123 頁(号外第 161 号)

以上